

※新聞記事のレイアウトを変更しております。

【質問】10月から75歳以上の後期高齢者の医療費の窓口負担割合が増えると聞きました。物価上昇で生活が苦しい中、なぜ負担割合を増やすのでしょうか。また、減額などの配慮措置はないのでしょうか。
(78歳、女性)

75歳以上の医療費

【回答】2021年の通常国会で健康保険法の一部を改正する法律が成立し、22年10月1日から、75歳以上で一定以上の収入がある人の医療費の窓口負担割合が1割から2割に変わります。

2割負担になるのは(1)課税標準額28万円以上145万円未満(2)年金収入とその他の合計所得金額が200万円以上(被保険者複数世帯では合計320万円以上)の両方に該当する人です。



こで25年9月30日までの間、外来の負担増加を月3千円までに抑える

全体の20% 2割負担へ

来月から2025年まで減額措置

円を超える場合は、保険者で合算し、後日その差額を自動的に払い戻します。

払い戻しに当たって払戻先の口座を登録しておく必要があります。払い戻しが必要となる人には、後期高齢者医療広域連合や市町村から

現在1割負担の人の一部が該当し、全被保険者の20%と推定されています。
該当すると窓口負担は今までの倍になります。現在は5千円払っている人は10月から1万円支払うことになり、相当な負担増となります。そ

配慮措置が講じられることになっています(入院の医療費は対象外)。同一の医療機関での受診について、負担増加額が3千円を超える場合は同月内のそれ以降の受診は1割負担になります。複数医療機関で負担増加額の総計が3千

申請書が郵送されますので手続きをしてください。既に高額療養費の払戻口座を登録されている人は手続き不要です。電話や職員訪問による登録をお願いします。これは絶対ではありません。もしあれば、それは詐欺ですので十分に気を付

けてください。既に7月に桃色の保険証が送られています。が、負担割合変更の有無にかかわらず、9月に緑色の新しい保険証が再度送られてきます。内容を確かめ、間違いのないように交換してください。詳細はパンフレット、ホームページでご確認ください。

少子高齢化が進む中、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築することは重要な課題です。高齢者の方の負担が増えて心苦しいですが、趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。医師会としても、安心安全な医療の提供を続けていくことをお約束します。
(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。